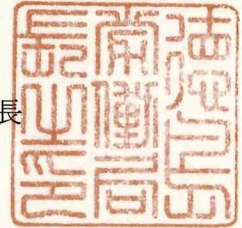


徳労発雇均0507第1号
平成30年5月7日

徳島県中小企業団体中央会 会長 殿

徳島労働局長



「働き方改革推進支援センター」設立に伴う御協力のお願い（要請）

労働行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成29年3月に「働き方改革実現会議」で決定された「働き方改革実行計画」においては、時間外労働の上限規制の導入、同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の待遇改善などの取組みが示されたところです。

働き方改革を実現するためには、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者においても働き方改革の趣旨を御理解いただき、その上でしっかりと取り組んで頂くことが重要であります。また、昨今の人手不足感の強まりが高まる中小企業等においては、一層の生産性向上による企業の変革とともに、職場環境や労働者の待遇改善などを図ることにより、「魅力ある職場づくり」を進めていくことが重要です。

こうしたなか、厚生労働省においては本年4月から全都道府県に「働き方改革推進支援センター（以下「センター」という。）を開設することとし、徳島県においても、徳島県社会保険労務士会に委託し「徳島県働き方改革推進支援センター」を開設したところです。

このセンターでは、中小企業等が働き方改革の実現に向け、労働法令の周知をはじめ「36協定」の締結の仕方、就業規則の作成方法、賃金規定の見直しなどの必要な情報やノウハウを提供し、中小企業等からの求めに応じた相談の支援を行うものです。

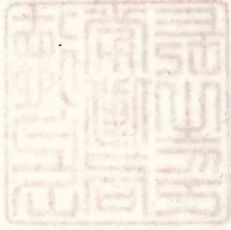
さらに、地域の商工団体、よろず支援拠点（とくしま産業振興機構）等と連携を図り、各地域において出張相談会や企業向けのセミナーを開催し、働き方改革の推進を図ります。

具体的には、

- ・ センターに配置される専門家がセンター内における窓口相談等や企業訪問による個別支援
- ・ 傘下団体の総会等の機会を捉えた説明会や出張相談会の実施などを行うこととしています。



つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、本センターとの連携体制の構築、会員企業・団体等に対する本センターの利用勧奨に向けた御協力をお願い申し上げます。



<連絡先>

徳島労働局雇用環境・均等室

〒770-0851 徳島市徳島町城内6番地6

Tel : 088-652-2718



「徳島県働き方改革推進支援センター」 のご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。
就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、
社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

電話、メール、来所により相談を受付

【徳島県働き方改革推進支援センター】（徳島県社会保険労務士会内）

お問合せや
ご相談は
こちらまで

電話：0120-967-951

メール：toku-sr-soudancenter@sage.ocn.ne.jp

住所：徳島市南末広町5番8-8号（徳島経済産業会館2階）

【受付時間】9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

※月1回土曜日も開所していますので、事前にお問合せください。

▶ ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からのご連絡をお待ちしております。

- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規の方の待遇をよくしたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金が分からない

どうぞお気軽に、
ご相談ください。

等

出張相談会・セミナーのご案内

同センターでは、専門家による相談対応のほか、商工会・商工会議所等と連携した、
出張相談会や労務管理セミナーを開催することとしていますので、お問合せください。



中小企業・小規模事業者の「働き方改革」：基本的な考え方と改革の必要性

働き方改革の 基本的な考え方

「働き方改革」は、働く方々が、**個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革**です。

我が国が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「働く方のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、**就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくる**ことが必要です。

働く方の置かれた個々の事情に応じ、**多様な働き方を選択できる社会を実現**することで、成長と分配の好循環を構築し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指します。

中小企業等における 改革の必要性

「働き方改革」は、**我が国雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者においても、着実に実施することが必要**です。

魅力ある職場とすることで、**人手不足解消にもつながります**。

職場環境の改善などの「魅力ある職場づくり」が人手不足解消につながることから、人手不足感が強い中小企業・小規模事業者においては、生産性向上に加え、「働き方改革」による**魅力ある職場づくりが重要**です。

取組にあたっては、「意識の共有がされやすい」など、**中小企業・小規模事業者だからその強み**もあります。

「魅力ある職場づくり」→「人材の確保」→「業績の向上」→「利益増」の好循環をつくるため、生産性向上や「魅力ある職場づくり」のために**きめ細かな支援を行います**。

ご活用下さい！

中小企業・小規模事業者における「働き方改革」実現に向けた支援策（助成金関係）もご用意しています。

① **時間外労働の上限規制に対応するため、出退勤管理のソフトウェア導入・更新費用、専門家による業務効率化指導、生産工程の自動化・省力化等、労働時間短縮や生産性向上を支援**します。

時間外労働等改善助成金

② 生産性向上に向けて、**生産性向上に資する設備・器具の導入等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた**中小企業・小規模事業者を支援します。

業務改善助成金

③ **非正規雇用労働者の賃金規定の増額改定や、生産性向上に資する人事評価制度・賃金制度の整備・実施**を通じて、生産性向上・賃金アップ等を実現した企業に対する助成を行います。

キャリアアップ助成金